

酒々井町議会  
議会改革特別委員会  
調査結果報告書

令和8年6月定例会  
議会改革特別委員会

## 1. はじめに

酒々井町議会では、令和3年4月1日より、地方分権の確立をめざし、二元代表制の下、議会及び議員の責務を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めた「酒々井町議会基本条例」を制定し、地方自治の本旨に基づく町民の付託に応え、もって町民生活の向上及び町政の健全な発展に寄与する議会の実現を図るため、議会活動及び議員活動に取り組んでいる。しかしながら、これらの活動に取り組むなかで、さらなる議会の活性化や機能強化を図るためには、町議会の在り方などについて、調査・検討する必要性を強く感じたことから、令和6年6月定例会において、議長を除く議員全員で構成する議会改革特別委員会を設置し、これまでに16回開催し、調査・検討を重ねた結果、以下のとおり決定したことから、会議規則第77条の規定により本報告書を提出する。

## 2. 特別委員会の概要

- (1) 名 称 議会改革特別委員会
- (2) 設 置 日 令和6年6月13日
- (3) 設置根拠 地方自治法第109条及び酒々井町議会委員会条例第5条
- (4) 付託事項 町議会の在り方など調査検討
- (5) 設置期間 本件の調査終了まで
- (6) 委 員 議長を除く議員全員（議長はオブザーバーとして出席）

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	江 澤 眞 一	委員長就任 (R7. 4. 18)
前委員長	金 塚 学	議長就任のため辞任 (R7. 4. 18)
副委員長	大 石 法 子	
委 員	小 坂 和 也	
委 員	岡 野 義 広	
委 員	綿 貫 薫	
委 員	木 内 信 子	
委 員	小早稲 美穂	
委 員	酒瀬川 芳子	
委 員	川 島 邦 彦	
委 員	齊 藤 博	
委 員	竹 尾 忠 雄	
委 員	地福 美枝子	
委 員	高 崎 長 雄	
前 委 員	金 塚 学	町長選挙立候補のため議員失職(R7. 11. 25)
前 委 員	御園生 浩士	町長選挙立候補のため議員失職(R7. 11. 25)

### 3. 委員会活動の経過

回	開催日	協議事項
第 1 回	令和 6 年 7 月 1 7 日 (水)	①中間報告の有無について ②協議事項の確認について ③各議員からの協議事項締切日について ④審議方法、順番について
第 2 回	令和 6 年 8 月 2 2 日 (木)	①町議会の災害時行動マニュアル ②議案の質疑に対する事前通告制度の導入について
第 3 回	令和 6 年 1 0 月 3 0 日 (水)	①今後の協議事項について ②議案の質疑に対する事前通告制度の導入について ③町議会災害対応方針について
第 4 回	令和 6 年 1 1 月 2 7 日 (水)	①町議会災害対応方針について ②議会におけるDXについて ③一般質問のあり方と答弁について
第 5 回	令和 7 年 1 月 2 9 日 (水)	①パンデミック対応方針及び災害対応方針について ②議会におけるDXについて ③一般質問のあり方について ④議案の質疑に対する事前通告制度の検証について
第 6 回	令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)	①一般質問のヒアリングについて ②一般質問の重複調整について ③議会運営について ④常任委員会のあり方について
第 7 回	令和 7 年 3 月 2 6 日 (水)	①一般質問のヒアリングについて ②議案の質疑に対する事前通告制度の検証について ③一般質問の重複調整について ④常任委員会のあり方について ⑤議会の説明責任及び議案の事前説明について
第 8 回	令和 7 年 4 月 2 5 日 (金)	①議案の関連質疑について ②常任委員会のあり方について ③議会の説明責任について ④議会基本条例の改正について ⑤公共施設へのチラシの配布有無について

回	開催日	協議事項
第 9 回	令和 7 年 5 月 3 0 日 (金)	①執行部に対する要望について ②議会の説明責任について ③議会報告会の開催について ④議会HP用の充実について ⑤アンケート等の実施について ⑥ネット中継の閲覧状況を把握するためのアンケートの実施について ⑦会派制の導入について
第 1 0 回	令和 7 年 6 月 2 6 日 (木)	①QRコードを活用したアンケート等の実施有無について ②「議員定数」及び「議員報酬」について ③現地視察の要望方法について
第 1 1 回	令和 7 年 7 月 3 0 日 (水)	①議員定数の見直しについて ②常任委員会の見直しについて ③議員報酬の見直しについて
第 1 2 回	令和 7 年 8 月 2 8 日 (木)	①議員報酬の見直しについて ②常任委員会の見直しについて ③選挙費用の公費負担について
第 1 3 回	令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)	①常任委員会の見直しについて ②選挙費用の公費負担について ③要望書の提出について
第 1 4 回	令和 7 年 1 0 月 3 0 日 (木)	①常任委員会の定数について ②選挙費用の公費負担について ③議会議員の定数を定める条例の改正について ④一般質問通告順について
第 1 5 回	令和 7 年 1 2 月 1 9 日 (金)	①選挙費用の公費負担について
第 1 6 回	令和 8 年 1 月 3 0 日 (金)	①選挙費用の公費負担について ②議案の事前通告について

#### 4. 調査・検討結果（要約）

本協議事項は、議会の活性化等を目的に各議員から提出された事項について協議を行ったものである。

なお、協議にあたり、先駆的に議会改革を推進されている栃木県高根沢町議会の取り組み例を一部参考とした。

※P 17に高根沢町議会の取り組みを掲載

##### （1）議員定数の見直しについて

###### ○議員定数の要素

議員定数を定める要素は、議会が住民の代表機関であることに鑑み、その選出母体である住民の数を考慮し、また、代表機関としての性格を有する合議体として、議員が一同に会し、住民を代表しつつ、討論の過程を経て多元的な意思を統合し、町村の意思を決定するのに相応しい規模であることが必要である。

###### ○議員定数の規定

議員定数は、従来、人口規模に応じて地方自治法に「法定数」が規定されていたが、平成15年に分権改革の一環として、地方議会の自己決定権を尊重する観点から、「法定定数制限」に改正され、さらに、平成23年には自治体が条例で定める「条例定数制度」に改正された。

酒々井町議会議員の定数の状況

昭和22年	22名（それ以前は資料がないため不明）
昭和34年	18名に改正
平成19年	16名に改正

###### ○議員定数見直しの理由

議員定数は、地域の実情や特徴等を考慮し、それぞれの議会が各自の裁量と判断に基づいて決めるものである。酒々井町議会では、平成19年に議員定数を削減してから19年が経過し、その間にも町議会では議員定数見直しの議論は行われてきたが、「削減はしない」と結論を出してきた。しかしながら、近隣議会の状況や昨今の社会を取り巻く環境（少子高齢化、人口減少、社会保障費の増大等）は年々大きく変化し続け、厳しい町財政下においても町民サービスの維持・向上を目指すには、町議会の効率化やスリム化、身を切る改革も必要との判断から、議員定数の見直しについて協議を行った。

なお、協議に先立ち、オブザーバーである議長を含む議員全員を対象にアンケート調査を実施した。

設問と回答は次ページのとおりである。

設問	回答
現在の議員定数は適切と思うか	適切である… 4人 適切ではない… 12人
議員定数は何人が適切と思うか	2人削減し14人 … 8人 4人削減し12人 … 2人 1人削減し15人 … 1人 6人削減し10人 … 1人 現状維持 … 4人

アンケート結果から、議員定数は2人削減し、14人にすべきとの意見が半数を占め、次いで現状維持すべきとの順となった。

○定数削減した場合の主なメリット・デメリットは以下のとおりである。

メリットとして、

- ・財政負担の軽減：議員報酬・事務費・選挙関連費用などの支出が削減される。
- ・行政効率の向上：意思決定が従来よりも迅速になる。
- ・責任の明確化：議員の説明責任が増し、政策責任が明確になる

デメリットとして、

- ・代表性の低下：地域・少数意見・専門分野の代弁者が減り、多様な声が反映されにくくなる。
- ・行政監視能力の低下：監視機能・チェック機能が弱まる恐れがある。
- ・地域格差のリスク：地域の代表者が減ると、地域の声が届きにくくなる。

○議員定数に関する議員からの主な意見

- ・民意を政治（町政）に反映するのならば、町民の代表である議員は多い方が良いが、トレンドは議員定数の削減にある。県内・周辺においてもそうであるから、定員増や定数維持も世論的には批判の対象となるであろう。
- ・なぜ、定数を削減するのかという議論をきちんとされていないと考える。定数を削減すれば少数精鋭と言えば聞こえが良いが、少数派の意見が反映されにくくなるという弊害がある。今の時代は、価値観が多様化しており、多くの意見が議会に反映されるべきであるが、投票率の低下も問題である。議員が何をしているのか、議員はどういう責務を負っているのか、選挙の際にはしっかりと選ばないとどういった弊害があるのかななどを、議会として、きちんと町民に伝える必要がある。まずは、その努力ををすべきではないか。
- ・定数削減は議会改革と無縁。財源や業務の効率化と議員定数を同列で語るべきではない。議員を減らすことが議会の活性化につながるわけでもない。議員が多いとか、質を問われるのであれば、住民のために働く議会改革を行うこと

ではないか。

- ・多古町の議長選の経緯は、偶数定数で起こりえる事態を示唆している。全国町村議会実施実態調査による平均定数は11.7人、平均12名であることから削減の検討も必要。財政力指数が同程度の自治体平均定数は20人だが、人口は10万～13万であることから当町では15人が妥当と考える。
- ・他市町村との比較ではなく、近年の選挙は立候補者が少ないことから減らすべきだと考える。
- ・町民の意見を適切に反映する、させる観点からすると、人口当たりの議員数は現在適切だと思うが、こここのところの選挙への立候補者数が少ないことや町財政状況を勘案すると、2名の削減が妥当と思われる。
- ・2人位減少してもいいのではと考える。町の財政が苦しい中、改革しても良いと思う。

#### ○協議結果

各議員から活発な意見がだされたが、議論は平行線をたどり、意見を一本化することは困難であったため、最終的に採決により決することとした。その結果、議員定数を14人とするに「賛成8人」「反対6人」（議長及び委員長は採決に加わらない）となり、議会としての方向性に結論が出された。

その結果を受けて、令和7年12月定例会において、「酒々井町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」が議員発議により江澤議会改革特別委員長より提出され、賛成多数（賛成11人、反対2人）により可決された。これにより、次期改選（令和9年4月下旬の町議会議員選挙より）から議員定数を14人とするのが正式に決定した。

## (2) 議員報酬の見直しについて

全国の町村議会が直面している最大の課題は「議員のなり手不足問題」である。令和5年4月からの4年間で、全国の4分の1が無投票となり、定員割れを起こしている町村議会も31町村もある。次の4年間では3分の1を超える町村議会議員選挙が無投票になる可能性も指摘されている。なり手不足問題は、様々な要因があるが、その大きな要因の一つが低額な議員報酬にあると言われている。酒々井町議会においても「なり手不足問題」は最大の課題であり、平成27年度に執行された町議会議員選挙では初めて無投票（資料により確認できる範囲）となり、前回（令和5年）の選挙も過去2番目に少ない立候補者数であった。この要因も全国同様に低額な議員報酬が起因していることが窺える。

全国町村議会議長会では、令和6年7月に「地方自治における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要である。このため、全国町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額の47%程度を目指すこととする。」とした決議を採択している。

(参考)

酒々井町長の月額給料	800,000円
議長会の目指す47%程度とした場合	376,000円程度

### ○酒々井町議会議員の報酬額

役職	月額	役職	月額
議長	350,000円	委員長	275,000円
副議長	285,000円	議員	265,000円

- ※上記の報酬額は平成6年4月に改定されて以降、一度も改定されていない。
- ※他の議会で支給されていることが多い「政務活動費」は支給されていない。
- ※平成15年に町内への費用弁償（交通費等）、平成16年に町外への費用弁償の支給を廃止とした。

### ○主な県内町村議会議員の報酬額 (令和6年7月1日現在)

町村名	人口	議員の報酬額	備考
栄町	19,770	265,000円	
横芝光町	22,232	202,000円	県内最少額
多古町	13,480	220,000円	
神崎町	5,665	203,000円	県内最小人口

### ○酒々井町議会議員報酬の見直し

協議に先立ち、オブザーバーである議長を含む議員全員を対象にアンケート調査を実施した。なお、アンケートは議長・副議長・委員長の報酬額は対象外とし、議員の報酬額を基準に見直しを行った。

設問と回答は次ページのとおりである。

設問	回答
現在の月額報酬は適切だと思うか 【議員：265,000円】	適切だと思う … 5人 高いと思う … 0人 低いと思う … 11人
議員報酬は、どの程度の金額が適切か	344,000円程度 … 1人 320,000円程度 … 1人 300,000円程度 … 6人 280,000円から300,000円程度 … 1人 270,000円程度 … 2人 市議会議員程度 … 1人 現状維持 … 4人
議員の業務内容に対し、現在の報酬は妥当か	はい … 4人 いいえ … 8人 分からない … 2人 未回答 … 1人 その他 … 1人

○議員報酬に関する議員からの主な意見

- ・議員報酬について、職員は人事院勧告、県人事委員会勧告等により民間との比較により社会一般の情勢に適応するようになっているが、議員はそうではない。
- ・議員の報酬は世論により左右され、上げるにはハードルが高い。報酬とは別に政務活動費の交付を検討すべきである。市議会では制度化されているところが多いが、町村議会では2割程度と言われている。議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付されることは、議員としての調査研究の質、監視力・政策提言力を高めることができる。収支報告書に領収書を添付するなど、透明性を高め不正を防ぐ、必要ない議員は返還等すれば良いだけである。
- ・いくらが適切なのか簡単に言うことはできないが、ひとまず30万円という金額を上げた。現在の金額は、兼業でなければ難しいため、なり手が増えない一因となっている。但し、報酬額を考慮して、選挙に出ることを躊躇する人が実際にどれだけいるのか疑問であり、どちらかというところ、企業による立候補休暇制度を導入する方が手を挙げやすいとも考えられる。また、政務活動費もないため、自らの研鑽に係る費用は全て持ち出しである。報酬とは別に政務活動費の導入も検討してはどうか。こちらの方が町民の理解を得やすいと思う。
- ・ほとんどの議員が兼業であり、報酬を上げたらそれだけの働きをするのか(できるか)。議員の報酬を上げて若い人が入ってくるかどうか。町政に関心のない人は選挙に出てこないと思うし、お金ではないと思う。
- ・議員定数削減分の報酬を残りの議員へ分配

- ・委員長手当は廃止すべきと思う
- ・現在、物価高騰の中、住民の暮らしを抜きに考えることはできない。そのような中で、報酬増は理解を得ることはできないのではないかと。若い人たちが政治家を目指して、頑張れるようになるには、経済状況をみながら考える必要があるのではないかと。国の責任による自治体への財政支援も必要ではないかと思う。
- ・議員定数を2名削減して、1名分の報酬を議員報酬にあてる。
- ・全国町村議会議長会が示した参考モデルでみると、人口2万人の自治体は28万～30万。また、早稲田大学マニフェスト研究所の調査・分析基準でも、28万～30万が妥当との見解。財政力指数が同程度で人口5万人以下の自治体平均報酬は33万円程度となっていることから、28万円～30万円が妥当と考える。
- ・高くて良い。活動の報告は必要。
- ・全国町村議会議長会の資料のとおり、町村議会議員の報酬額は長年据え置かれており、生活給と考えた場合には適正とはいえない。このことから、職業議員が生まれにくい偏った現状である。

#### ○協議結果

議員報酬は「増額すべき」「現状を維持すべき」との意見に別れた。さらに増額すべきとの意見では、「議員報酬は30万円程度」とする意見が大半を占められた。30万円とした場合、年間で議員一人あたり577,500円の増額となる。現在の議員報酬に係る予算は16人分で7235万2500円、これに対し、次期改選（令和9年度）から議員定数が2人削減され14人となることを考慮すると7169万2500円となり、差額で66万円のマイナスとなった。

なお、全国町村議会議長会の決議どおりに「町村長の給料月額47%」とした場合、議員のなり手不足問題の解消の一助になるかかもしれないが、町財政に与える影響が大きすぎることから、今回は参考とて取り扱った。

協議において一本化することが困難であったため、最終的に採決により決することとした。その結果、「議員報酬は30万円程度とする」が「賛成9人」「反対3人」「欠席2人」（欠席者の意思は事前に確認済み、また、議長及び委員長は採決に加わらない）となり、議会としての方向性に結論が出された。

この結果をもって、令和7年10月2日付けで、町長に対し、酒々井町特別職報酬等審議会を開催し、議員報酬を客観的に評価していただけるよう要望書の提出を行った。

※令和8年5月25日に第1回目の酒々井町特別職報酬等審議会が開催され、現在においても審議が継続されている。

### (3) 常任委員会の見直しについて

常任委員会は、議会の中で専門分野ごとの審議・調査・監視を行う常設の委員会である。次期改選から議員定数を16人から14人に削減すると決定したことから、今後の常任委員会の取扱いについて見直しを行った。

#### ○本会議方式及び委員会方式のメリット・デメリット

委員会方式を廃止し、本会議で直接審議・採決する運営方式となる本会議方式を検討してはとの意見が出されていたが、提案者の申出により取消しとなった。

なお、参考までに、本会議方式及び委員会方式のメリット、デメリットは以下のとおりである。

#### 本会議方式

メリットとして、

- ・議員全員が集まり、プロセスが公開されるため、議会の意思決定の透明性が高くなる。
- ・多様な視点からの意見や質問が出され、幅広い議論が行われる。

デメリットとして、

- ・審議時間が長くなり、決定までのプロセスに長時間を要する場合がある。
- ・専門性が高い議題には十分な時間が確保できず、詳細な審査が難しくなることがある。
- ・全体的な議題を広く扱うため、特定の議題等に対し、集中的に審議に取り組むことが難しい場合がある。

#### 委員会方式

メリットとして、

- ・専門分野ごとに分かれた委員会で、議案や政策について詳細な調査・審査を行うため、専門的な議論が可能となり、議案の能率的な審議が行われる。
- ・執行機関へのチェックを深めることで、議会の監視機能が強化される。
- ・開会中だけでなく、閉会中も委員会活動が可能となり、特定の案件に対して必要な活動を行うことができる。
- ・限られた時間で複雑な議案も効率的な審議が期待できる。
- ・現地調査など実務的な検証の場を組み込みやすくなる。

デメリットとして、

- ・議論や意思決定が委員会で行われるため、本会議での審議や議論が簡略化され、形式的なものになる可能性がある。
- ・執行機関が議会に提出する議案審査の責任が委員会に分散するため、議会全体で執行機関を監視・牽制する力が弱まる可能性がある。

#### ○協議結果

議員定数を削減することから、「常任委員会も削減し、2委員会にすべき」「削減しても現状の3常任委員会を維持すべき」の意見が出されたが、協議の結果、現状の3常任委員会を維持することと決定した。

また、委員の定数については、他の議会でも議員定数14人で、3常任委員会を設定しているところもあることから、それらを参考に協議した結果、各常任委員会の定数を8人ずつとし、各常任委員会のチェック機関としての機能強化を図ることとした。なお、委員の割り振り方は、議長と各常任委員会委員長(3人)は1常任委員会のみにも所属し、その他の議員は2常任委員会にも所属することとした。

その結果を受けて、令和7年12月定例会において、「酒々井町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」が議員発議により江澤議会改革特別委員長より提出され、賛成多数(賛成11人、反対2人)により可決された。これにより、次期改選後(令和9年4月下旬の町議会議員選挙)から下記のとおりとすることが正式に決定した。

#### 改選後の常任委員会

委員会名	定数	
	改正前	改正後
総務常任委員会	5人	8人
教育民生常任委員会	6人	8人
経済建設常任委員会	5人	8人

#### (4) 議案の質疑に対する事前通告制度の導入について

質疑とは、議案に対する疑義を表明し、論点を明確化することであり、議決に直接関連し、議決責任を有する議会として質疑は大変重要なものである。

他の議会では、議案の質疑に際し、「事前通告制度(以下:同制度という)」を導入し、議員・執行部が事前に資料や根拠を用意し、的確で突っ込んだ追及や政策提案を行っている。

しかしながら、酒々井町議会では、同制度を取り入れていないため、議員からの質疑に対し、執行部が答弁を保留したり、または先送りされる場合も見受けられた。このような事案を解消するため、令和6年12月定例会より、同制度を試験運用として実施し、1年間に渡る試験運用の結果、技術的・法的な質疑であっても即答率が向上し、精度の高い質疑が実現するなど、円滑な議会運営が図られるようになったことから、令和8年3月定例会より本格的に同制度を導入した。

なお、同制度の導入に際し、議員が議案をチェックする時間をより確保するため、議会運営委員会のおおよそ10日前に議案説明会を開催し、執行部より詳細な説明が受けることができるよう、申し合わせ事項の変更も行った。

※P20に変更後の「議会申し合わせ事項」を掲載

#### (5) 議案の関連質疑について

質疑とは、議題となっている議案等に関し疑問点を質すことであり、関連質疑とは、他の議員の質問に関連して、さらに他の議員が行う質問のことである。

酒々井町議会では質疑は一人3回までとしており、質疑も事前通告制度を採用

(当時はテスト運用)しているため、他の議員の質問内容に疑問点が生じても新たに質疑を行うことができないため、関連質疑を制度上認めるべきとの意見が出された。協議の結果、質疑の事前通告制を採用している場合、関連質疑は理論上あり得ないことであり、関連質疑を無制限に許すとすれば、質疑が制限なく続く場合も予想される。また、最初に質問した議員の立場(自身の質問回数が減ることになる)からみても好ましくないことから、関連質疑は認めないことと決定した。

#### (6) 一般質問について

一般質問は、議員が町に対して所信や疑問点をただすことを目的とする議員固有の権能である。しかしながら当町では、議員が執行部の政策に向き合い、一般質問で問いただしても、執行部から明確な答弁がないことが多々見受けられた。このような事態を解消するための方策について協議した結果、「現状、執行部との事前協議が不足している。質問通告を提出した議員に対し、執行部はヒアリング時間を設け、質問趣旨を理解・確認したうえで答弁書を作成するよう」町に要望書を提出することと決定した。

併せて、答弁に聞き誤りがなく、正確に確認し、次の質問に生かし、スムーズな議論を行うためにも答弁書の配布(1回目の質問後)を要望した。

以上の要望に対し、町から了承が得られ、令和7年3月定例会より実施し、活発な一般質問が行われるようになった。

また、議員から提出された一般質問通告の内容が他の議員と重複した場合、答弁も同じとなり、これまでも何度か見受けられた。貴重な時間を有効活用するためにも重複する質問は、避けるべきであり、議長はこれを調整し、質問内容の変更やニュアンスの変更をすべきとの意見が出された。これに対し「重複であっても調整は不要、1回目の答弁が同じでも、2回目以降の質問は、個々の議員の意見がある。」「調整は議会の機能低下に繋がる」との意見が大半を占めたことから、一般質問の重複調整は行わないことと決定した。

#### (7) 議会運営について

常任委員会委員長の議事進行に際し、議会事務局長を委員長の横に配置し、委員長をサポートしている議会もある。酒々井町議会も取り入れたらいかがかと意見もあったが、協議の結果、現状のままでも問題ないとの結論となった。

また、以下の点について、議員間での認識を共有化した。

- ①酒々井町議会は委員会付託主義を採用していることから、総括質疑の際は、自身が所属する委員会に関する質疑については、本会議ではなく、委員会内で行うべきである。
- ②一般質問の冒頭、質問に入らず、自身の意見を述べている議員がいる。意見ではなく、質問をすべきである。
- ③執行部が答弁に詰まって時間が空くことがある。そのような場合は議長は暫時休憩を取るなどの対応をお願いしたい。

#### (8) 常任委員会のあり方について

常任委員会の権限の一つに「審査権」がある。これは、議会の予備的審査機関として、議案や請願等を審査する権限であり、町や町民に対して有益なものか判断しなければならない重い責任を有している。

そこで、以下のような常任委員会運営を行うべきとの意見が提出された。

- ①各常任委員長が執行部から提出された議案を見て、初めて知ったという事態は避けるべきである。町は提出予定の議案を事前に各常任委員長に説明し、委員長は内容によっては議会へ報告し、全員協議会でも協議できる体制を構築する。議会と町が連携し、議案を微調整すれば完成された議案が提出されることになり、結果、議案の質疑も減ることになる。
- ②他の議会では、議案に関する現地調査を毎回実施しているところもある。酒々井町議会でも現地調査の実施を強く町に要望すべきである。
- ③議案以外の課題を調査・検討するための場として、常任委員会を基にした「(仮称)委員会協議会」を設置すべきである。

上記の協議結果は以下のとおりである。

- ❶議案の事前審査は本会議や委員会を形骸化することになり、事前審査にあたるため不可である。ただし、事前説明を受けること自体は特段問題はない。
- ❷正副議長、議会改革特別委員長とともに現地調査の実施を町へ要望していくことと決定した。また、議案以外について現地調査を希望する議員は、議長に対し申し出ることとする。
- ❸委員会協議会の開催は可能であるが、あくまでも委員会協議会は本会議や常任委員会を補完するためのものである。地方自治法第100条第12項の規定により、所管事務調査を行うことは想定されていない。他の議会では、委員会協議会は打合せや内部調整等の場として活用されている。そのため、酒々井町議会では委員会協議会を設置せず、気になる事案等があれば、議員は議長に依頼し、全員協議会の中で協議していくこととし、併せて、執行部へその対応を依頼していくことと決定した。

#### (9) 議会におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）について

議会にDXを導入することにより、「業務効率化」「コスト削減」(人件費・紙や郵送代の削減)「透明性の向上(映像の即時公開、検索性向上)」「住民参画の拡大(時間的制約の軽減)」「災害時やパンデミック時においても遠隔による会議の開催」などの効果が期待され、近年は多くの議会でDX化が進んでいる。酒々井町議会のDX化の取り組みとして、令和元年9月議会より議会中継(本会議に限る)を実施し、誰でもスマートフォンやタブレット、パソコン(以下:情報端末機器という)があれば、いつでも、どこでも、本会議を閲覧できるようにしている。また、議案採決システムを導入し、議員がどの議案を「賛成・反対」したか瞬時に分かるようにしている。(従前は起立方式だったため、判別がしにくかった)酒々井町議会のさらなるDX化に向けて、栃木県高根沢町議会を参考に、議案や資料、情報の共有化など業務効率化等の推進が必要との意見が多くあつ

たが、最大のネックとして、安定した通信環境、情報端末機器やシステムの導入・保守等の経費に多額の予算（概算で1千万円）を要することにあつた。町予算は厳しい中での予算編成を敷いており、このような状況下でDX化を進めると住民サービスにも影響を及ぼしかねないとの判断から、DXの推進は一旦保留し、今後は、各議員において継続的にDX化を勉強しながら議論を進めていくとの結論となった。

#### （10）議会の説明責任・議会報告会の開催・議会ホームページの充実について

議会は、町民の代表であり、政策の決定理由や過程を議会から町民に説明することは、民主主義の正当性、透明性の確保、町民参加の促進等の観点からも当然のことであり、議会基本条例においても、「説明責任」規定している。現在の町議会から町民への説明方法として、「議会だよりしすい」「町議会ホームページ」があるが、これら以外の説明方法がないか協議を行った。その中で、「議案の賛否について、各議員の意見を動画撮影し、ホームページで発信する」「町内の各団体とコミュニケーションの場を設ける」「議会報告会の開催」といった意見が出されたが、町民の認知度が高い「議会だよりしすい」をより充実させることが良いとの結論から、今後の方向性は議会だより編集特別委員会において協議を重ねていくこととした。

#### （11）議会基本条例の改正について

議会基本条例第10条第2項において、「一般質問は（～中略～）一問一答の方式で行うことができる。」と規定されているが、一問一答が定着しており、従前の「一括質問・一括答弁」を行う議員がいないことから、本文を「一問一答の方式で行う」に改正すべきとの意見があり、協議した結果、「質問方法を一つに限定する必要はない。議員が自由に選択すべき」との結論から、本条例の改正は行わないことと決定した。

#### （12）公共施設へのチラシの配布有無について

議員個人が発行する政治活動用のチラシを公共施設で配布したいとの意見があつたことから、各施設と協議を行ったが、公民館は教育関連施設であり、政治関連のものは配架できない、また、プリミエール酒々井やコミュニティプラザ等の他の公共施設では、定期的なチラシ等を配架しており、新たな場所の増設は困難との回答があつたことから、公共施設へのチラシ配布は行わないことと決定した。

#### （13）アンケートの実施について

町民からの意見把握やニーズ調査及び議会（議員）として政策の立案や見直しを考えた場合、町民からの意見など、基礎的データの収集を目的にアンケート調

査を実施してはどうかとの意見があり、手法については、議会だよりにQRコードを掲載する案を基に協議を行った。

協議の結果、メリットとしては、町議会ホームページや議会だよりにQRコードを掲載することにより、広く町民の意見集約を行うことが可能となる。また、いただいた意見を政策立案に活用することができ、議会の活性化の一助となる。デメリットとしては、回答率が低い場合、一部の意見のみが反映される可能性がある。1人が複数回にわたり回答することができる。意見を反映できなかった場合の対応が懸念されるとともに、町外の方の意見が反映される場合も考えられる。このため、QRコードを活用するのではなく、「町総合計画後期基本計画」の策定に伴う町民アンケートが実施される予定であることから、その中に議会に関する質問を追加してもらい、併せて既存の「町長への手紙」や「メールからのお問い合わせフォーム」、また、町民の方々からの電話等による問い合わせなど、それらを活用していくことと決定した。

#### （14）会派制の導入について

会派とは、政策や理念を共有する議員が集まって作る活動グループであり、意思決定の効率化、政策の一貫性、交渉力の強化、政治的安定性などのメリットがあると言われているが、酒々井町議会では、会派規程は制定しているものの、運営上での会派制は認めていない。現在、会派を結成しているのは「酒々井政策研究会」の1会派のみであり、酒々井町議会も市議会と同様に会派制を導入し、政治的な発言力を強化すべきとの意見があり、協議を行った。

協議の結果、「現状は1会派のみであり、今後さらに会派が増えた場合に検討すればよい」「議員一人で活動しても問題はない」「政党を名乗っても問題はない」との意見から、今回は会派制の導入を見送ることと決定した。

#### （15）選挙費用の公費負担制度について

令和4年に公職選挙法が改正され、町長選挙及び町村議会議員選挙における選挙公営が拡大された。選挙公営とは、選挙運動される際の「自動車の借用」「燃料代」「運転手代」「選挙用のビラ」「選挙用ポスター」これらに要する経費について町が負担するというものである。酒々井町では、令和4年9月議会において「選挙費用の公費負担に関する条例」を制定する議案が町長（当時）より提出されたが、当時の町議会ではこれを「否決」としており、県内市町村で当該条例を制定していないのは酒々井町のみであり、全国的に見ても稀な状態にある。

しかしながら、選挙活動の透明性や公平性を確保し、候補者の公平な競争環境を整備する観点から、公費負担制度の導入について再検討すべきとの申し出がされたことから、協議したものである。

まずは同制度を再認識するため、町担当者から詳細な説明を受けるとともに議員のなり手不足問題の解消の一助とも期待されることから、町長に対し、当該条例の議案再提出をされるよう要望書の提出を行うことと決定した。

※令和8年4月20日付けで町長あてに要望書を提出し、翌21日付けで町

長より同議案の提出を行うとの返答を得る。

#### (16) 一般質問通告順について

現在、申し合わせ事項により、一般質問通告書の受付期間は議会運営委員会の10日前から前日の正午までとしており、また、通告書の受付順を基に順番を決めているが、一般質問のヒアリングの日程をより確保するために締切日を早めるとともに、順番についても抽選や議席番号順等にしてはどうかとの意見があり、協議を行った。他の議会を確認したところ、一般質問通告書の締切りは酒々井町議会同様に議会運営委員会を基準に決めているところがほとんどであり、順番については、市議会では会派制を敷いている関係上、会派を基準に決めており、町村議会では酒々井町議会と同様に受付順を基に順番を決めている。これらを基に協議した結果、現状でも特段問題ないとの結論から見直しは行わないと決定した。

#### (17) 「災害時行動マニュアル」の策定について

執行部より令和6年6月議会全員協議会において、「議会開会時の災害発生時における判断について」、町内で震度5弱の揺れを観測した場合などは議会を休憩または延会などの対応依頼があり、議会はこれを了承したが、町議会としては、更に踏み込んだ形で、大規模災害等が発生した場合の町議会、議員、議会事務局職員がどのように行動すべきか、共通の認識を持ち、議会としての体制整備を図ることを目的に、栃木県高根沢町議会の災害対応方針を参考に「町議会の災害時行動マニュアル」を令和7年1月29日付けで策定した。

※P22に「町議会の災害時行動マニュアル」を掲載

#### (18) 「パンデミック対応方針」の策定

新型コロナウイルス感染症が蔓延した際に、「酒々井町議会新型コロナウイルス感染症等に係る対応方針」を策定したが、新たな感染症によるパンデミックが発生した際の対応として、同対応方針を引き継ぐ形で「酒々井町議会パンデミック対応方針」を策定した。なお、傍聴数について見直しを行い、「7人まで」と限定していたものを、感染状況に、「さらなる制限、または不可とする。」と改めた。

※P26に「パンデミック対応方針」を掲載

#### おわりに

本特別委員会での約1年半にわたる調査を通じて、議会運営の透明性や効率性を高めるための重要な課題を明らかにすることで、「本来あるべき議会の姿」を再認識することができた。

今後は、本調査で得られた知見を踏まえ、「開かれた議会」の実現に向けて着実に取り組むとともに、「町民からの信頼」「説明責任の強化」を最優先とし、引き続き、運営ルールの見直し、情報公開の充実、議会・委員会運営の効率化等、適宜改善に努めながら、町民の付託に応えることを決意するものである。

■視察目的

栃木県高根沢町議会では、議員定数の削減や議員報酬の見直し、ペーパーレス化等、先駆的に議会改革を推進されたことから、各項目に関する内容・手法等を学ぶことにより、今後の酒々井町議会に活かすことを目的として視察研修を行った。

■高根沢町の概要

◎人口	28,814人	(令和6年10月1日時点)
◎世帯数	13,038世帯	(令和6年10月1日時点町)
◎面積	70.87	km <sup>2</sup>
◎地勢	栃木県中央東部に位置し、塩谷郡に属する町である。	
◎財政	令和6年度一般会計当初予算	106億8,000万円
	令和5年度一般会計決算歳入	109億2,300万円
	歳出	105億1,442万3千円

■高根沢町の議会改革について

◎議員定数について

高根沢町議会は、昭和33年の高根沢町誕生時は30名の定数があり、昭和45年からは26名、昭和57年からは24名、平成14年からは22名、平成18年からは17名、平成30年4月からは16名、令和4年4月の選挙時に13名となり現在に至っている。しかし、現在2議席で欠番が生じているため、11名で活動を行っている。

議会が果たす役割が増加している状況ではあるが、一方では住民には議会活動の内情が知られておらず、また各議員の活動量や発言量などに差異が生じており、定数の適性化が大切である。

昨今の議員定数検討の背景としては、人口2,000人から3,000人に議員1人という議員定数を指標とする考え方が用いられており、本町は14名から9名程度が指標に当てはまる人数となる。

常任委員会についても、議員定数を削減した後は、3委員会から2委員会に減らすことが望ましいとなり、現在は、まちづくり常任委員会とくらしづくり常任委員会に2委員会となっている。議員としての活動量の実情を把握するため、各議員にアンケートを取ったところ、13名より回答があり、協力しない議員もいた。アンケートの回答を見ると、各議員の活動量には大きく差があった。また、一般質問や各委員会での審議状況をみると、発言、質問者が限定的になっていたため、定数を削減しても問題が生じるとは言い難い。自然災害により、災害対策本部が設置されることも珍しくない時代となったが、議員定数を削減しても、議会が機能することは明らかである。

上記の条件を鑑みたところ、現時点では、議員定数は13名が適正であるといえる。

### ◎議員報酬について

議員報酬は、各自治体で支給額や支給方法は定められている。しかし、人口が多く、財政豊かな自治体と人口が少なく財政が逼迫している自治体では、大きな差がある。実際県議会や市議会と比べると町村議会の議員報酬は極めて低額であり、なり手不足と高齢化が深刻化している。現在の議員は、農業との兼業が大半を占め、専業で議員職についている議員は極めて少なくなっている。さらに、一般的なサラリーマンでの兼業は認められない場合が大半であり、議員に立候補するには、退職しなくてはならないのが現状である。国民の世帯平均所得を超え、安定的な生活が営める金額に増額が必要と考えられる。議員定数を削減し、削減した分の議員報酬を全額上乘せすることは、住民の理解を得がたいと思うため、削減した一部でも増額ができるよう、審議していくことが大切である。

### ◎タブレット端末導入の利活用について

高根沢町議会では、令和3年9月よりタブレット端末を導入(紙媒体と併用)、令和3年12月からは完全なペーパーレスとなった。令和2年度に始めてタブレット端末導入の予算計上を行ったが、財政の査定が通らなかったため、再度3年度に計上し予算化した。その結果、各議員からの情報共有や、ペーパーレス化、事務局職員の負担軽減、緊急時の情報伝達等導入のメリットを感じることができた。デメリットとしては、タブレット導入による維持管理費やWi-Fi環境への設備投資に係る費用等歳出が年間を通じて増加することとなった。

- ・初期費用：200万円
- ・年間費用：180万円
- ・契約内容：docomoと毎月2ギガ/1台、5年間の長期契約 22台の契約で、データ使用量はシェアリングしているため、毎月余裕がある。

連絡手段は「LINE WORKS」を使用し、議会資料については、「moreNOTE」を使用している。「LINE WORKS」とは、業務用のLINEで、使用方法は通常のLINEと同様。「moreNOTE」の他に「SideBooks」というアプリを実際に体験し、「moreNOTE」とすることにした。導入をするうえで、タブレット端末に慣れていない高齢議員も多かったため、操作方法の説明や日頃からの練習が必要である。

災害時についても、被災状況の報告や現地の写真等の情報共有は「LINE WORKS」で行うことになっている。ペーパーレス化を開始してから現在までの3年間で、約24万枚も削減ができています。

### ◎災害発生時の議会対応について

高根沢町議会では、議会で独自に「災害対応方針」を制定しており、災害時是对応方針に則って行動することとなっている。対応方針については、防災担当に確認しながら制定しているため、町の対応方針に沿った内容となっている。議会の役割としては、

- (1) 議員の安否確認

- (2) 災害等の情報を収集し、及び整理し、必要に応じて議員及び町対策本部に情報を提供して連携を図る。
- (3) 町対策本部及び関係機関に対し、必要に応じて優先順位を付して要望及び提言を行う。
- (4) 必要な会議を速やかに開催する。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。  
としている。

議員の役割としては、災害発生直後においては、住民の救援や復旧のために、地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。このような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 速やかに議会タブレットの LINE WORKS (アンケート機能)、メール又は FAX (必要に応じて電話) で自身の安否等を議会事務局に報告する。
- (2) 自身の安全を確保したうえで、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、町民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (3) 地域活動などを通して地域の災害情報などを収集し、議会事務局に報告する。
- (4) 町対策本部が災害対応に専念できるよう、個別の要請等については、議会事務局を窓口として行い、町対策本部や所管課等と直接やり取りを行わないようにする。(議員が直接連絡をしてしまうと、対応しなくてはならなくなるため)
- (5) 議会事務局や町対策本部から提供された情報を、必要に応じて町民に伝達する。
- (6) 議長からの参集指示や、議会事務局からの情報提供に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。

日頃から LINE WORKS で写真を送信する練習をしており、事務局から各議員へも LINE WORKS で情報を流している。

議会事務局長は、対策本部で待機となる。

議会事務局の役割としては、

- (1) 把握した議員の安否、被害状況を、速やかに各議員に報告する。
- (2) 事務局長は、町対策本部の本部員会議に出席し、情報の共有を図る。

時系列対応方針として、初動対応機には速やかに登庁することや安否確認をすること、中期では、最新の情報を把握すること、後期では、臨時会の招集を請求することが明記されている。

1. 議会中継

- (1) 議会中継は、インターネットを利用し、実施するものとする。
- (2) 中継は本会議の生放送及び録画放送を実施するものとする

2. 議案質疑の事前通告【新規追加】

- (1) 質疑の締切は、議案説明会から概ね5日後の正午までとする。
- (2) 質疑の順位は、受付順とする。
- (3) 質疑はメールでも提出することができる。なお、メール送信後には事務局へ連絡するものとし、確認が取れ次第、受理する。
- (4) 事前通告は定例会のみで行う。但し、臨時会及び追加議案では行わない。
- (5) 施政方針は、事前通告の対象外とする。

3. 一般質問

- (1) 質問の順位は、受付順とする。
- (2) 質問はメールでも提出することができる。なお、メール送信後には事務局へ連絡するものとし、確認が取れ次第、受理する。
- (3) 質問通告書の発送は、議会運営委員会の10日前とする。
- (4) 質問通告書の締切は、議会運営委員会の前日の正午までとする。
- (5) 質問方法は、1回目は一括質問・一括答弁とし、2回目以降は一括質問及び一問一答を選択できるものとする。なお、質問方法は通告書の明記するものとする。
- (6) 質問は、再質問以降は質問者席で行うものとする。
- (7) 質問時間は、答弁の時間を含めて60分以内とする。なお、議長は5分前に予鈴を行う。
- (8) 関連質問は、議長裁量で行う。ただし、質問通告者の時間及び回数以内とする。
- (9) 質問回数は、一括質問・一括答弁を選択した場合は3回までとする。なお、一問一答を選択した場合は、回数制限をしない。
- (10) 通告書の質問事項の「その他」は受理しない。

4. 文書質問

- (1) 文書質問は、議長が締切日を定め、文書質問書の提出を求めるものとする。但し、議長が一般質問通告書を受理後、文書質問を行うことが決定された場合は、その通告書の内容をもって文書質問書に代えるものとする。
- (2) 文書質問を辞退することや一部質問を削除することはできるものとし、質問の追加や内容を変更することはできないものとする。
- (3) 一般質問の通告を行わなかった議員は、新たに文書質問書を提出することはできないものとする。

## 5. 反問権

- (1) 執行部が反問できる場面は、総括質疑、一般質問、緊急質問、委員会の質疑において実施できるものとする。
- (2) 執行部が反問できる内容は、質問の内容確認、質問の根拠、代替案の提示要求、逆質問、反論等とする。

6. 陳情（要望、嘆願、要請などを含む。）は議長報告として取り扱い、委員会付託は行わない。ただし、酒々井町議会基本条例第7条の規定に該当する場合、または、議員から意見があれば、議会運営委員会においてその取り扱いを審議する。

7. 議員派遣結果及び委員会の所管事務調査結果に係る報告については、本会議に報告する。ただし、報告は報告書の写しの配布をもって、議長報告として取り扱う。

8. 3月定例会における町長の施政方針に対しては、総括質疑の中で質疑することができる。

## 9. 任期

- (1) 正副議長及び議会選出の監査委員の任期は2年とする。
- (2) 各常任委員会、議会運営委員会の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (3) 議会選出の各一部事務組合及び広域連合の任期は2年とし、各種審議会等の任期は4年とする。ただし、正当な理由により継続できない場合は、この限りでない。

10. 定例会において審議する請願は、定例会の開会日の前日の正午までに議長に提出されたものを定例会において審議する。

また、請願の紹介議員については、所属常任委員会等の制限を設けない。

## 11. 全員協議会

- (1) 全員協議会において、執行部が各種施策の説明や重要案件の説明をする場合、議長が執行部と調整し、日時等を決定する。
- (2) 基本計画の進捗状況を確認する際には、執行部に依頼し、説明等を受けるものとする。
- (3) 当初予算の内容を確認する際には、執行部に依頼し、予算査定後に説明等を受けるものとする。
- (4) 定例会の議案説明会については、議会運営委員会と同日に執行部に依頼し実施するものとする。
- (5) 臨時会の議案説明会については、本会議の当日に執行部に依頼し実施するものとする。
- (6) 追加議案の議案説明会については、会期中に実施するものとする。

## 酒々井町議会 災害対応方針

### 1. 趣旨

酒々井町内において地震、風水害等の大規模災害が発生した際に、町議会及び町議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

### 2. 大規模災害の定義

町が酒々井町災害対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する災害、またこれに準じた組織が設置される災害等とする。

※酒々井町地域防災計画における災害対策本部設置基準

災害種別	設置基準
地震	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町域で震度5弱の揺れを観測したとき（自動配備）。</li><li>○ 東海地震注意情報が発表されたとき（自動配備）。</li><li>○ その他町長が必要と認めた場合</li></ul>
風水害	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 町域に次の特別警報等が発表され、被害の発生又は発生するおそれがあるときに、本部長が必要と認めたとき。<ul style="list-style-type: none"><li>・ レベル4 大雨危険警報</li><li>・ レベル5 大雨特別警報</li><li>・ レベル4 土砂災害危険警報</li><li>・ レベル5 土砂災害特別警報</li><li>・ レベル4 氾濫危険警報（利根川）</li><li>・ レベル5 氾濫特別警報（利根川）</li><li>・ 大雪特別警報</li><li>・ 暴風特別警報</li><li>・ 暴風雪特別警報</li><li>・ 気象防災速報（記録的短時間大雨）</li><li>・ 気象防災情報（線状降水帯発生）</li></ul></li><li>○ 町域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。</li><li>○ 深夜から明け方に上記の特別警報に至る可能性が高いとき、暴風域が通過するとき。</li><li>○ その他状況により、本部長が必要と認めたとき。</li></ul>

### 3. 議会の役割

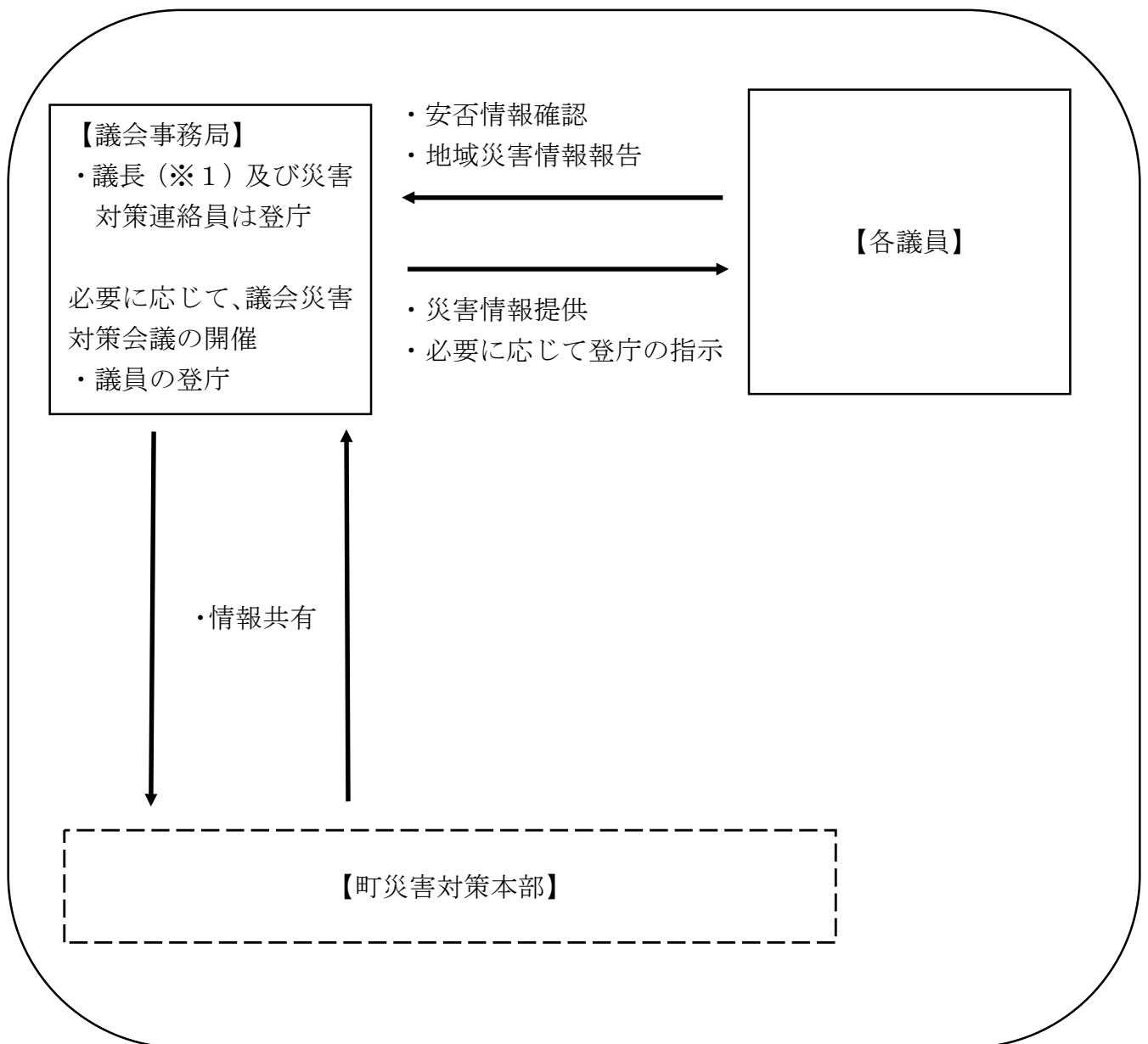
議会は、大規模災害が発生した際には、町対策本部と連携し、町の災害対策を側面から支援し、町民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、全議員で構成する酒々井町議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）を設置し、別表1の役割を担うものとする。

#### 4. 議員の役割

議員は災害発生直後においては、被災した住民の救援や復旧のために、地域の一人としての活動を果たす役割が求められる。このような役割を担うため、別表1の役割を担うものとする。

#### 5. 議会事務局の役割

災害対策会議が設置された場合は、議会事務局が別表1の役割を担うものとする。



時系列対応方針

活動期	活動内容
<p>初動期 (災害発生時から24時間以内)</p>	<p>(1) 議長及び災害対策連絡員は、速やかに登庁する。</p> <p>(2) 議員は自身の安否を議会事務局に報告する。議会事務局の職員は安否を議長に報告する。</p> <p>(3) 議員は自身の安全を確保した上で、それぞれの地域において活動する。</p> <p>(4) 議員は、議会事務局との連絡体制を確立する。</p> <p>(5) 議会事務局及び災害対策員は、議員への災害情報を提供する。</p> <p>(6) 会議開催中の対応は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長（委員長）は、会議の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても直ちに休憩または延会（散会）を宣言することができる。</li> <li>・議場（会議室）から避難が必要となったときは、議長（委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。</li> <li>・議長（委員長）は、災害が発生した場合、又は発生する恐れがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。</li> </ul>
<p>応急対応期 (災害発生時からおよそ3日間以内)</p>	<p>(1) 議会事務局及び災害対策連絡員は、町対策本部からの新しい情報を議員に提供する。</p> <p>(2) 議員は、地域における被災地及び避難所等で情報収集を行い、必要に応じて議会事務局に連絡する。</p> <p>(3) 議会からの連絡を受けた議会事務局は、議長が必要と認めるときは、町対策本部へ要請を行う。</p> <p>(4) 議長は、必要な会議を開催し、今後の対応について協議するものとする。</p>
<p>本格対応期 (災害発生時から4日目以降)</p>	<p>(1) 議長は、必要に応じて臨時会の招集請求をし、災害対応に対する対応を協議する。</p> <p>(2) 議員は地域においての情報収集に努める。</p> <p>(3) 議長は、被災地及び避難所等に応じて、町への要請、要望を行う。</p>

別表 1

組織	活動内容
議会	(1) 議員の安否確認 (2) 災害対策連絡員 1 名を予め選出し、議会事務局の役割の補佐を行う。 (3) 災害等の情報を収集・整理し、必要に応じて議員及び町対策本部に情報を提供し、連携を図る。 (4) 町対策本部及び関係機関に対し、必要に応じて優先順位を付して要望並びに提言を行う。 (5) 議長は必要に応じ、議会災害対策会議を開催する。 (6) その他議長が必要を認める事項に関すること。
議員	(1) メールは又は F A X (必要に応じて電話) で自身の安否等を議会事務局に報告する。(※3) (2) 自身の安全を確保した上で、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、町民の安全確保と応急対策に努めるなど、地域における活動に従事する。 (3) 地域活動等を通して地域の災害情報などを収集し、議会事務局に報告する。 (4) 町対策本部が災害対応に専念できるよう、個別の要請等については、必ず議会事務局を窓口として行い、町対策本部や所管課等と直接やり取りを行わないようにする。 (5) 議会事務局や町対策本部から提供された情報を、必要に応じて町民に伝達する。 (6) 議長からの参集指示や、議会事務局からの情報提供に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。
議会事務局	(1) 把握した議員の安否、被害状況及び町の対応状況を、速やかに各議員へ報告する。 (2) 災害対策員と情報共有を図る。 (3) 事務局長は、町対策本部会議に出席し、情報の共有を図る。

※1 議長が登庁できないとき

以下の順により、議会対策会議における議長の職務を代理する。

①副議長

②議会運営委員会委員長

③常任委員会委員長 (総務 ⇒ 教育民生 ⇒ 経済建設)

※2 議員の安否等報告事項

①議員名 ②安否の状況 ③報告時点の居場所 ④参集の可否 ⑤連絡先

⑥その他

## 1. 趣旨

感染症によるパンデミック（世界的大流行）の際に、町議会及び町議会議員が適切な対応を図るため、対応方針を定める。

## 2. パンデミックの定義

感染症が世界中で大規模に流行し、制御不能になった状態が日本国内でも確認されたとき。

## 3. 議会の役割

(1) 会議出席者は、会場入口に設置する消毒液により必ず手指消毒を行ってから入室することとし、マスク等を常に着用（飲食時を除く）する。

(2) 会議場レイアウトは、できるだけ社会的距離が確保できるよう考慮する。

(3) 定期的な換気や会議施設及び備品等の消毒を行う。

(4) 密閉空間とならないよう会議場の一部窓及び入口の扉を開放する。但し、議事進行上必要な場合の他、議長または委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(5) 密集状態を避けるため本会議及び委員会等への職員の出席は必要最小限とする。

(6) 傍聴者に対しては、広報やポスター等により感染予防の啓発を行うとともに、傍聴受付時において手指消毒、マスクの着用を依頼し、検温を実施する。なお、測定結果が37.5℃以上の場合は傍聴を認めない取り扱いとする。また、社会的距離の確保のため本会議場内での傍聴者を7人までとする。

但し、感染者数が大幅に増加していると認められる場合には、傍聴者数の更なる制限または傍聴不可とする。

(7) 換気に伴う室温の上昇により熱中症を発症する恐れがある場合、特例として、会議出席者は水分補給を可とする。但し、本会議中においては、机上に水筒やペットボトルなどを放置しないよう各自配慮すること。

(8) 定例会における一般質問については、酒々井町議会会議規則第61条の2、文書質問による実施も検討する。

## 4. 議員の役割

(1) 議員は会議等へ出席する際、各自事前に検温を行い、感染を疑わせる発熱や風邪の症状が見られる場合は、会議等への出席を自粛し自宅待機するものとする。なお、その場合、速やかに議会事務局を通じ議長へ報告をするものとする。

(2) 議員本人またはその家族が感染症に罹患、あるいは濃厚接触者と認定された場合は、速やかに議会事務局を通じ議長へ報告し、医療機関等の指示に従って行動すること。

## 5. 議会事務局の役割

町対策本部から提供された情報を、必要に応じて議員に伝達する。